

## 競争参加者の資格に関する公示

総合研修センターA館改修工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定JVとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和4年5月11日

独立行政法人労働者健康安全機構

契約担当役 理事 永江 京二

### 1 工事概要

- (1) 工事名 総合研修センターA館改修工事
- (2) 工事場所 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-3
- (3) 工事内容 本工事は、次に掲げる工事を行うものである。
  - 1) 建物
    - (1) 事務所  
改修一式  
鉄筋コンクリート造 4階建  
建築面積 491.14 m<sup>2</sup>  
延べ面積 1,865.37 m<sup>2</sup>
    - 2) 設備
      - (1) 電気設備 改修一式
      - (2) 機械設備 改修一式
  - (4) 工期 契約締結の翌日から令和5年1月20日まで
  - (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
  - (6) 本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成16年4月1日達第37号 令和4年3月31日達第5号改正）」に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者の配置をすること。

### 2 申請の時期

令和4年5月11日（水）から令和4年5月25日（水）までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。））。

### 3 申請の方法

- (1) 競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法

当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和4年5月11日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式である。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。

提出場所は、

〒 211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1-1 独立行政法人労働者健康安全機構事務管理棟 2 階 独立行政法人労働者健康安全機構  
経理部契約課契約班 電話 044-431-8634

- ① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（4(1) から 4(5) の条件を満たすものに限る。）の写し。
- ② 4(6)から 4(8)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。
- ③ 全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る令和3・4年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 特定JVとしての資格及びその審査

(1) 特定JVの構成は、次の(2)から(11)の条件を満たす者2又は3社の組合せとする。

(2) 全ての構成員について、厚生労働省から令和3・4年度有資格者名簿[建設工事]のうち関東甲信越地域における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

(3) 全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る令和3・4年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が次の点数未満であること（(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の建築一式工事の総合評点が次の点数未満であること）。

- ① 特定JVの代表者又は単体有資格業者の場合 1,050点
- ② 特定JVの代表者以外の構成員の場合 1,050点

(4) 全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の施工実績

を有すること。なお「同種工事」とは、下記（ア）又は（イ）の要件を満たす工事をいう。

（ア）以下A及びBを満たす建築物の改修工事で、200m<sup>2</sup>以上の天井改修を含む工事

A. 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

B. 規模：地上2階建て以上、かつ一棟の延べ面積が400m<sup>2</sup>以上

（イ）以下A及びBを満たす建築物の、工事対象延べ面積400m<sup>2</sup>以上の新築又は増築工事

A. 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

B. 規模：地上2階建て以上

ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体の場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(7) 全ての構成員について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建築工事業の営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(8) 各構成員は、建設業法の建設業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(9) 出資比率要件

特定JVのすべての構成員は、出資比率20%以上であるものとする。

(10) 特定JVの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(11) 特定JVの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

5 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定JVの取扱い4(2)の認定(4(2)の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定JVも2及び3により申請をすることができる。この場合において、特定JVとしての資格が認定されるためには、4(2)の認定を受けていない構成員が4(2)の認定を受けることが必要である。（当該工事に係る開札の時までに特定JVとしての資格の審査が終了していない場合は、競争に参加できないことがある。また、4(2)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに4(2)の認定又は4(2)の一般競争参加資格がないとの認定（4(2)の独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定JVとしての資格がないと認定する。）

6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

## 7 資格の有効期間

特定JVとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

## 8 その他

- (1) 特定JVの名称は、「総合研修センターA館改修工事〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。